

第3部 地震災害応急対策

第1章 活動体制の確立

地震発生時の災害応急対策を効果的に実施するため、県、町及び関係機関は、各々の機関ごとに応急活動体制を確立する。

また、町だけでは対処しえない事態は、協定に基づく広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的に体制を確立する必要がある。本章では、このような活動体制の確立にかかる対策を定める。

1. 応急活動体制の確立

地震の発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、特に、地震直後の初動段階の活動体制の早期確立を重視するとともに、県、関係機関等と連携した対応に留意する。

なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

(1) 鹿児島県の方針

ア 災害状況等に応じた活動体制の確立

県は、地震による災害が発生した場合、国、防災関係機関、他の都道府県等と連携・協力し、地震災害応急対策を実施するとともに、市町村及びその他の防災機関が処理する応急対策を支援し、かつ、総合調整を行う体制を確立する。

このため、必要があると認めるときは、県災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。

なお、災害の規模等によりこれに至らない場合は、情報連絡体制又は災害警戒本部の設置による活動体制を確立して対策にあたる。

また、災害の状況により、県への被災状況の通報や応援要請に困難を伴う市町村も生じ得るため、被災地域の状況を早期に把握できる体制の確立に努めることとし、被害の程度によっては、市町村が実施する応急対策を県が代行する。

(ア) 災害対策本部設置前の初動体制

a 情報連絡体制の確立

県内に震度4の地震が発生したとき又は津波注意報が発表されたときは地震・津波情報や被害状況等の情報を収集するため、危機管理防災局職員による情報連絡体制を確立する。

b 災害警戒本部の設置

(a) 県内に震度5弱若しくは震度5強の地震が発生したとき又は津波警報が発表された時は、災害警戒本部を設置する。

(b) 災害警戒本部に災害警戒本部長、災害警戒副本部長を置き、災害警戒本部長は総括危機管理防災監を、災害警戒副本部長は危機管理課長又は災害対策課長及び河川課長をもって充てる。本部に災害警戒要員を置き、事前に指定した県の職員をもって充てる。

(c) 災害の発生するおそれが解消したと認められるとき又は災害対策本部を設置したときは、災害警戒本部を廃止する。

(イ) 災害対策本部の設置

a 県災害対策本部の設置又は廃止

(a) 県災害対策本部の設置

知事は、次の基準により災害対策本部を設置する。

- ① 県内に震度6弱以上の地震が発生したとき又は震度5強以下の地震若しくは津波が発生し、全地域にわたり大きな災害が発生若しくは発生するおそれがあると認められたとき。
- ② 災害救助法を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められるとき。
- ③ 県内に特別警報（大津波警報）が発表されたとき。

(b) 県災害対策本部の廃止

本部長は、県の地域において災害の発生するおそれが解消したと認めるとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、県災害対策本部を廃止する。

(c) 知事は、災害対策本部を設置し又は廃止したときは、その旨を直ちに関係機関へ通知する。

b 県災害対策支部の設置又は廃止

(a) 県災害対策支部（始良・伊佐支部）の設置

連協長（始良・伊佐地域連絡協議会長）は、管内に震度6弱以上の地震が発生したとき、特別警報（大津波警報）が発表されたとき又はこれ以下の地震であっても重大な災害が発生し若しくは発生するおそれのあるときは、直ちに災害対策支部を設置し、本部長に通知する。

(b) 県災害対策支部の廃止

連協長は、管内において災害の発生するおそれが解消したと認めるとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、県災害対策支部を廃止する。

c 県現地災害対策本部の設置又は廃止

(a) 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害対策本部を設置し又は設置しようとする場合において災害の規模及び範囲等から判断して、現地において災害対策本部の事務の一部を行わせる必要があると認めるとき、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

(b) 現地本部の廃止

本部長は、現地本部の事務が終了したと認めるとき現地本部を廃止する。

(ウ) 現地対策合同本部の設置

本部長は、災害の規模が特に甚大で、複数市町村が被災した場合、被災市町村等と協議し、必要に応じ、地域振興局又は支庁に現地対策合同本部を設置するなどの対応を図る。

(エ) 国の非常本部等の現地対策本部との連携

国の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が、県内に設置された場合は、その現地対策本部長と密接な連携を図り、適切な応急対策を実施する。

イ 県災害対策本部

本部の組織、職員の配備基準は、県の計画による。

また、本部会議の事務の所掌は、次のとおり。

(ア) 本部に、本部会議を置き、本部長、副本部長、総括危機管理防災監及び各対策部長をもって構成する。

(イ) 本部会議は、次の事項について本部の基本方針を決定する。

- a 地震・津波災害応急対策の実施及び調整に関すること。
- b 国、他都道府県、市町村、その他防災機関との連絡調整に関すること。
- c 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- d 災害救助法の適用に関すること。
- e 国、他都道府県、市町村、その他防災機関への応援要請に関すること。
- f その他、重要事項に関すること。

ウ 災害対策本部等の設置基準

体制	基準	主な活動内容
情報連絡体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 県内に震度4の地震が発生したとき。 2 県内に津波注意報が発表されたとき。 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。 	小規模地震や津波への警戒を行うため市町村や関係機関との情報連絡に努める。
災害警戒本部体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 県内に震度5弱若しくは震度5強の地震が発生したとき。 2 県内に津波警報が発表されたとき。 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 	災害警戒本部を設置し事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。
災害対策本部体制	第1配備 <ol style="list-style-type: none"> 1 地震・津波により、比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し又は発生するおそれのある場合で、災害対策本部長（以下「本部長」という。）が必要と認めるとき。 2 県内に特別警報（大津波警報）が発表されたとき。 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 	災害対策本部を設置し災害の規模・程度に応じて、県の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。
	第2配備 <p>地震・津波により、相当の被害が発生し又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき。</p>	
	第3配備 <ol style="list-style-type: none"> 1 県内に震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 県内に震度5強以下の地震若しくは津波が発生し、全地域にわたり大きな災害が発生し又は発生するおそれのある場合で本部長が必要と認めるとき。 	
	第4配備 <ol style="list-style-type: none"> 1 県内に震度6強以上の地震が発生したとき。 2 県内に震度6弱以下の地震若しくは津波が発生し、全地域にわたり甚大な災害が発生し又は発生するおそれのある場合で本部長が必要と認めるとき。 	

(2) 湧水町の方針

ア 災害状況等に応じた活動体制の確立

町は、住民に対する防災対策の第一義的な実施主体であり、その役割の重要性に鑑み、規定された防災体制を早期に確立して応急対策に着手する。

(ア) 災害初動体制

住民に対する救援活動を遅滞なく実施するため、地震発生直後の災害初動体制（情報連絡体制や災害警戒本部体制）を早急に確立して、応急対策に着手する。

a 町内に震度4の地震が発生したとき又は県内（始良・伊佐支部）及びえびの市に震度5弱以上の地震が発生したときは、地震や被害状況等の情報を収集するため、防災関係機関との情報連絡体制を確立する。

b 災害警戒本部の設置及び廃止

(a) 県内（始良・伊佐支部）及びえびの市に震度5強の地震が発生したときで、住民生活等に影響を及ぼすと考えられるとき並びに南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたときは、災害警戒本部を設置する。

(b) 災害警戒本部に本部長、副本部長を置き、本部長に副町長を副本部長に総務課長、地域総務課長をもって充てる。本部に災害警戒要員を置き、各課職員の一部をもって充てる。

(c) 災害の発生するおそれが解消したと認められるとき又は災害対策本部を設置したときは、災害警戒本部を廃止する。

(イ) 災害対策本部

規定された設置基準に基づき、災害対策本部を早急に確立して、応急対策に着手する。

a 災害対策本部条例に基づき、次のような災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害対策本部を設置するものとする。

(a) 町内に震度5弱以上の地震が発生したとき又は県内に地震や大津波が発生し、県が組織をあげて各種災害応急対策を実施するとき。

(b) 災害救助法を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められるとき。

(c) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、その対策を要すると認めるとき。

b 災害対策本部は、災害応急対策を一応終了し又は災害発生のおそれがなくなり、災害対策の必要がなくなると認められるときは廃止する。

c 災害対策本部を設置し又は廃止したときは、県関係機関、住民等に対して防災行政無線、電話、広報車、その他迅速な方法により通知公表するものとする。

(ウ) 現地災害対策本部

被災地への救援活動をよりの確に実施するため、現地災害対策本部を適宜設置し、国・県・関係機関等と連携をとって活動を推進する。

イ 町災害対策本部

(ア) 災害対策本部の組織

- a 災害対策本部条例第2条（組織）による本部長を町長、副本部長に副町長をもって充てる。
- b 災害対策本部条例第3条により、本部長が必要と認めるときは、部を置き各対策部に班を置く。
- c 災害対策本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び各対策部長をもって組織を構成する。
- d 災害対策本部に災害対策要員を置き、町の職員（教育委員会、農業委員会、議会事務局を含む。）をもって充てる。

(イ) 災害対策本部等の構成

災害対策本部、災害警戒本部の構成は、一般災害対策編「別紙第1」参照

(ウ) 災害対策本部の所管事務

- a 本部会議の事務の所掌は、次のとおりであり、本部会議において、災害対策の基本方針を決定する。
 - (a) 地震災害応急対策の実施及び調整に関すること。
 - (b) 県、近隣市町村、その他防災機関との連絡調整に関すること。
 - (c) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
 - (d) 災害救助法の適用に関すること。
 - (e) 県、近隣市町村等、その他防災機関への応援要請に関すること。
 - (f) その他、本部長が重要と認める事項に関すること。
- b 災害対策本部の事務の分掌等は、一般災害対策編「別紙第2」参照

(エ) 動員方法

a 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の動員

- (a) 勤務時間外において、宿直員が臨時情報の通報を受理したときは、直ちに総務課長、関係課長、消防正副団長に連絡するものとする。
- (b) 通報連絡をうけた課長、正副団長は、必要に応じて直ちに所定の系統により配備要員を動員し、臨時情報の伝達、災害応急対策実施の体制をとるものとする。

b 災害対策本部が設置された場合の動員

- (a) 本部長は、災害対策本部が設置された場合は、速やかに本部会議を招集し、配備計画に基づく配備要員の動員を行う。
- (b) 非常召集動員（伝達）要領
一般災害対策編「第3部第1章応急活動体制の確立」によるほか、テレビ、ラジオ等により地震・津波情報による各種予警報等の発表を覚知したとき又は災害対策本部の設置が予測される場合等は、連絡を待つことなく直ちに自主的に登庁する等、自主参集に努める。

c 動員の基準

- (a) 災害対策本部等の設置基準は、別表第1のとおりとする。
また、設置に伴う動員対象は、町職員、消防団員、消防職員とする。
- (b) 動員配備体制の基準は、別表第2のとおりとする。

ウ 災害対策本部等の設置基準

体 制	基 準	主な活動内容	
情報連絡体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 町内に震度4の地震が発生したとき。 2 県内（始良・伊佐支部）及びえびの市に震度5弱以上の地震が発生したとき。 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。 	小規模地震等への警戒を行うため町内の現況把握や関係機関等との情報連絡に努める。	
災害警戒本部体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 県内（始良・伊佐支部）及びえびの市に震度5強の地震が発生したときで住民生活等に影響を及ぼすと考えられるとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 	災害警戒本部を設置し関係機関の協力を得て、災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。	
災害対策本部体制	第1次配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 町内に震度5弱以上の地震が発生したときで比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し又は発生するおそれのある場合で、災害対策本部長（以下「本部長」という。）が必要と認めるとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 	災害対策本部を設置し災害の規模・程度に応じて、町の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。
	第2次配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 町内に震度5強以上の地震が発生したときで規模の大きな災害が発生し又は発生するおそれのある場合で、災害対策本部長（以下「本部長」という。）が必要と認めるとき。 2 県内に地震や大津波が発生したときで、全地域にわたり大きな災害が発生した場合で、本部長が必要と認めるとき。 	
	第3次配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 町内に震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 県内に地震や大津波が発生したときで、全地域にわたり甚大な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めるとき。 3 その他、災害対策本部長が、特に必要と認めたとき。 	
災害対策本部業務の予定	<ol style="list-style-type: none"> 1 人命救助の限界とされる発災後、約72時間の災害対策本部の活動を律する業務の予定は、付表第1のとおり。 2 住民、自主防災組織、応援部隊を含めた全般の予定は、付表第2のとおり。 		

付表第1

災害対策本部活動業務予定（地震対策）

時	★地震	+ 3 h	+ 6 h	+ 1 2 h	+ 2 4 h	+ 3 6 h	+ 7 2 h		
予	間	緊急地震速報、大津波警報発令、火災発生・延焼拡大、余震が反復発生、救助依頼の電話殺到							
社	害	死傷者が多数発生、道路崩壊、崖崩れ、家屋倒壊、河川・道路閉塞、ため池決壊、観光客等の滞留、多数の避難民発生							
心	状	ライフライン等（断水、停電（電柱等倒壊）、プロパンガス漏れ、電話輻輳）障害、鉄道、バス等不通、交通渋滞							
鹿	部	派遣準備等	部隊の派遣	即時救援活動	→ 応急復旧支援活動	復旧支援活動			
	隊	災害対策本部設置	自衛隊の派遣要請、災害対策本部会議、記者会見、政府調査団受け入れ等	被害状況等収集、報告の求め、支援要請への対応					
	員	職員参集・自主参集							
	参	災害対策本部設置	本部会議	対策会議（定時会議：15時・06時、臨時会議：必要の都度）					
	集	災害情報等の収集・整理・分析、災害応急対策の立案・調整、本部会議資料の作成・報告、応援要請等							
湧水町	各部	総務・情報	非常参集	① 災害対策本部会議 1 + 3 時間以内目標	勤務員調整	④ 定時 災害対策本部会議 1 5 時	⑦ 定時 災害対策本部会議 0 6 時		
			↓	災害対策本部会議準備・町民への呼び掛け・災害広報	災害対策本部会議等の連絡調整	災害広報等	⑧ 定時 災害対策本部会議 1 5 時	⑤ 定時 災害対策本部会議 0 6 時	
			安全点検・応急対策	避難所開設・運営	被災者収容所開設・運営	防疫、し尿処理	③ 定時 災害対策本部会議 0 6 時		
			↓	災害情報収集分析・本部会議要員参集	災害救護事務等	被災者応急救援、助産	医療機関との活動調整		
			災害対策本部開設（設置）	避難所等の応急補強等	給水、防災水利	水道施設の応急補修等	行方不明者の捜索		
			↓	災害情報収集分析	一般救助	社会福祉施設災害対策等	交通統制		
			災害情報収集分析・本部会議要員参集	避難所開設・運営の協力	社会福祉施設災害対策等	応急土木対策	(救助・福祉対策部支援)		
			↓	社会教育施設、学校施設	応急土木対策	応急土木対策	農林畜産業等被害状況収集		
			社会教育施設、学校施設	学童及び授業の応急対応	避難所等の応急補強等	避難所開設・運営の協力	状況収集		
			学童及び授業の応急対応	消火活動、水防活動	消火活動、水防活動	行方不明者等の捜索	救急業務		
消火活動、水防活動	行方不明者等の捜索	行方不明者等の捜索		避難者誘導等					
消防・水防							応急被害対策		

災害対策本部活動業務予定（地震対策）						付表第2		
時	★地震	1日 (24時間)	3日 (72時間)	1週間 (7日)	1ヶ月 (30日)	数ヶ月	6ヶ月 (180日)	
主要	応急対策	仮設住宅の建設						
期	区	分	即時対応期	応急対応期	本格対応期	復興・復旧期		
住	自	主	自助（応急対策）	避難所等への避難、片付け等	仮設住宅等への入居、生活再建への取り組み			
心	警	援	人命の救出・救助	行方不明者の捜索	自主防災組織の再構築、地域再建への取り組み			
部	消	隊	警備体制の確立 非常参加 部隊編成	災害発生時の措置 情報収集、リエゾン派遣、住民の避難誘導、救出救助活動等 緊急交通路の確保、検閲・身元特定、安否不明者捜索捜査等	事後安定期の措置 被災地域における社会秩序の維持 災害復旧及び復興対策への協力等			
隊	消	防	消防体制の確立 非常参加 (初期消火)	警戒活動（出火防止広報、初期消火） 火災防衛活動、救助活動、安否不明者捜索、救急医療搬送等	事後安定期の措置 警戒活動（出火防止広報） (安否不明者捜索支援等)			
	自	衛	隊区担当部隊 即時救援活動 偵察・人命救助	統合任務部隊等による応急救援活動等 ←人命救助活動→ ←生活支援(給食・給水・入浴・衛生・医療)・瓦礫除去等→ ←行方不明者捜索	撤 収			
	各	対	短期業務予定による。					
湧	総務・情報		細部は、各対策部長の計画による。					
水	救							
町	衛							
	福							
	士							
	農							
	教							
	消防・水防							

工 動員配備体制

体制区分 各関係課	事前配備	情報連絡	災害警戒 本 部	災害対策本部		
				第1次 配 備	第2次 配 備	第3次 配 備
総 務 課	2	2	2	3	3	全 員
企画財政課			1	2	3	全 員
住民税務課			1	2	6	全 員
長寿福祉課			2	4	6	全 員
健康増進課			1	3	6	全 員
産業振興課			1	5	4	全 員
会 計 課			1	1	全 員	—
水 道 課			1	2	全 員	—
地域総務課		1	1	全 員	—	—
建 設 課		1	3	4	全 員	—
まちづくり 推 進 課			1	2	全 員	—
議 会			1	1	全 員	—
農業委員会			1	1	1	全 員
教育総務課		1	1	3	4	全 員
生涯学習課			1	4	2	全 員
参 考 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報連絡、災害警戒本部体制配備は、縮小できるものとする。 ・ 災害対策本部各配備に必要な職員は、増減できるものとする。 					

2. 情報伝達体制の確立

地震災害の発生に際し、的確な災害応急対策を遂行するためには、各機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため、各防災関係機関は、事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

(1) 県の通信連絡手段の確保・運用

ア 情報管理体制の確立（情報の共有・統制）

地震災害時は、被災状況等の情報の収集に即座に着手し、その実態を的確に把握・評価し、応急対策に反映する必要がある。

しかしながら、初動期は、被災市町村との通信が困難となりがちであり、他方で外部からの問い合わせ等により通信連絡が混乱し、応急対策の実施が阻害されることが多い。

このため、以下の基本方針により、各種情報の管理・統制体制を確立する。

(ア) 県防災行政情報ネットワークシステム等の運用

(イ) 連絡用電話の指定等

(ウ) 情報管理に必要な物的準備

(エ) 情報連絡責任者の指定等

(オ) 緊急情報提供システム等の活用

イ 県防災行政無線の通信連絡体制の確立

地震の規模に応じて有線通信施設が被災し、通信連絡が一時的に困難になることが想定されるため、県防災行政無線を主体とする通信連絡体制を確立する。

ウ 有線通信途絶の場合の措置

地震災害の程度によっては、保有する無線通信手段自体の故障、通信回線の輻輳等のため通信が不能になることもある。

したがって、各種通信施設が利用不能となる最悪の事態も想定しておき、通信可能な地域まで各種交通機関を利用するなど、あらゆる手段をつくして連絡に努め、災害情報の通報、被害報告の確保を図る。

エ 電気通信設備の利用

地震災害時における通信連絡は、通信施設の被災状況等により異なるが、おおむね以下の方法のうち、実情に即した方法で行う。ただし、固有の通信施設を持っている機関については、これを利用する。

なお、県が、他機関の通信施設を利用する場合を想定し、平常時において管理者と利用方法等について申し合わせを行い、情報連絡体制の確立に努める。

(ア) 普通電話による通信（一般通話）

(イ) 災害時における優先電話等による通信

(ウ) 通信の途絶防止

(エ) 非常通信の利用

(オ) 防災相互通信用無線による通信（150MHz、400MHzを活用）

(2) 町の通信連絡手段の確保・運用

ア 通信連絡系統

防災行政無線を基幹的な通信系統とするほか、NTT一般加入電話（災害時優先電話）、携帯電話を効果的に運用できるよう、関係機関等との連絡用電話を指定して、防災活動用の電話に不要不急の問い合わせが入らないよう運用上の措置を講ずる。

イ 無線通信体制の確立

整備済みの防災行政無線等をはじめ衛星携帯電話、防災相互無線、九州総合通信局が無償貸与する災害対策用移動通信機器等を含めた効果的な運用体制を確立する。（細部は、県計画第2章第6「孤立化集落対策マニュアル」参照）

ウ その他の手段による通信体制の確立

NTT一般加入電話、衛星携帯電話、その他の各種通信手段を適宜組み合わせ、地震・津波時の重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

その他の各種通信手段（例）

(ア) 一斉同報メール

登録した地域住民に対して、警報、避難関係情報等の災害関係情報をメールで一斉に配信する。

(イ) 緊急速報（エリアメール等）

町内の携帯電話所持者に対して、災害関連情報を一斉にメール配信する。

(ウ) ワンセグ

地域住民に対して、携帯電話のデータ通信機能を活用して、災害関連情報を配信する。

(エ) データ放送

地域住民に対して、地上デジタルテレビのデータ放送機能を活用して、災害関連情報の放送を行う。

(オ) ホームページ

地域住民や観光客等が、無線LAN装置（Wi-Fi）を活用して、災害関連情報をホームページ等から閲覧する。

無線システム普及支援事業で整備した施設は、以下のとおり。

- | | |
|----------------|-----------------|
| ・ 湧水町役場栗野庁舎 | ・ 湧水町役場吉松庁舎 |
| ・ JR吉松駅 | ・ JR吉松駅（観光SL会館） |
| ・ JR栗野駅 | ・ 丸池公園 |
| ・ 竹中池公園 | ・ いきいきセンターくりの郷 |
| ・ 栗野岳レクリエーション村 | |

(3) 関係機関等の通信連絡手段の確保・運用

ア 各機関が保有する通信施設の運用

各機関が整備・保有している通信連絡手段を効果的に確保・運用し、的確に情報を収集・伝達できる体制を確立する。

イ 各機関相互の連絡用通信手段の運用

関係機関相互に通話できる防災相互無線等を効果的に運用し、情報連絡体制を確立する。

3. 災害救助法の適用及び運用

大規模な地震が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため応急的救助が実施される。

災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続きの概要は、次のとおり。

(1) 災害救助法の実施機関

災害救助法による救助は、法定受託事務として知事が行い、町長はこれを補助する。知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととすることができる。

(災害救助法第13条、鹿児島県災害救助法施行細則)

(2) 災害救助法の適用基準

ア 適用基準

(ア) 町内の住家のうち、滅失した世帯の数が、適用基準表の基準1号以上であること。

(イ) 県内において1,500世帯以上の住家が滅失し、町内の住家のうち滅失した世帯の数が、適用基準表の基準2号以上であること。

(ウ) 県内において7,000世帯以上の住家が滅失した場合又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。

(エ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたこと。

【災害救助法適用基準】

市町村名	人口(人) (平成27年国勢調査による。)	基準(世帯)	
		1号	2号
湧水町	10,327	40	20

イ 災害救助の種類

実施者は、原則知事であるが、町長が実施可能な場合は、町長とする。

災害救助の種類は、以下のとおり。

1 避難所の設置 2 仮設住宅の供与 3 炊出しその他食品の給与 4 飲料水の供給 5 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 6 医療 7 助産 8 被災者の救出 9 被災した住宅の応急修理 10 学用品の給与 11 埋葬 12 死体の搜索 13 死体の処理 14 障害物の除去	救助の対象、経費、期間、実施基準の細部は、県の計画によるほか、当時の状況による。
--	--

(3) 被災世帯の算定基準

ア 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に住居することができない状態となった世帯は、3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

イ 住家の滅失等の判定基準

細部は、県の定める「災害報告の判定基準」による。

ウ 世帯及び住家の単位

(ア) 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

(イ) 住家

現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

(4) 災害救助法の適用手続き

ア 県の対応

(ア) 知事は、市町村からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について、当該市町村及び県各部局に指示するとともに、内閣総理大臣に通知又は報告する。

(イ) 災害救助法を適用したときは、速やかに告示する。

(ウ) 知事は、「災害救助法の適用基準のうち(ウ)及び(エ)」に該当する場合に、災害救助法を適用しようとするときは、事前に内閣総理大臣(内閣府政策統括官(防災担当))に協議するものとする。

(エ) 災害対策本部が設置されている場合は、本部会議の審議を経て災害救助法を適用するものとする。

イ 町の対応

町内における災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を県に報告する。

【連絡先：社会福祉課福祉企画係NTT回線：099 - 286 - 2824】

4. 広域応援体制

大規模な地震災害が発生した場合、被害が拡大し、被災した県、市町村及び各防災関係機関独自では、対処することが困難な事態が予想される。

このため、防災関係機関等とあらかじめ十分な協議を行い、相互応援の体制を整えるとともに、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との災害時における応援協定等の締結に努める。

また、平常時においても情報交換、人材の交流等に努めるものとする。

(1) 県内市町村における相互応援協力

ア 応援の要請

町は、災害が発生し、町のみでは十分な災害応急対策を実施することができない場合において、県及び県内市町村による応援活動を必要と認めるときは、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定及び災害対策基本法」に基づき、迅速に応援を要請する。

イ 湧水町と南大隅町の災害時相互応援（令和元年12月16日締結）

細部は協定書によるほか、応援の種類は、以下のとおり。

- ・ 救助、救援及びその他応急復旧活動等に必要な物資及び資機材の提供
- ・ 食糧、飲料水及びその他生活必需品等の物資並びにそれらを生供給するために必要な資機材の提供
- ・ 被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設等の提供
- ・ 応援復旧活動に必要な職員の派遣
- ・ ボランティア等の斡旋
- ・ その他、要請のあった事項

(2) 鹿児島県消防相互応援協定による応援

町長（消防の一部事務組合等も含む。）は、大規模な地震や火災等が発生し、所轄の消防力で災害の防御が困難な場合に、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは「鹿児島県消防相互応援協定」に基づき、迅速に応援要請を行う。

5. 自衛隊の災害派遣

大規模な地震が発生した場合、被害が拡大し、町単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、自衛隊法第83条の規定に基づく、自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受入体制を整える。

(1) 自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法

ア 災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

- (ア) 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (イ) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (ウ) 災害が発生し又は正に発生しようとしている場合で、市町村長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣をするよう要請を求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (エ) 災害に際し、通信の途絶等により市町村長が知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合に、自衛隊が、市町村長からの被害状況の通知を受けて自主的に派遣する場合
- (オ) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合
- (カ) 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認めて自衛隊が自主的に派遣する場合
- (キ) 庁舎・営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に災害が発生したとき自衛隊が自主的に派遣する場合

イ 災害派遣要請の手続き

(ア) 災害派遣の要請者

自衛隊の災害派遣要請は、知事が自衛隊法第83条に基づき自己の判断又は市町村長の要請要求により行う。

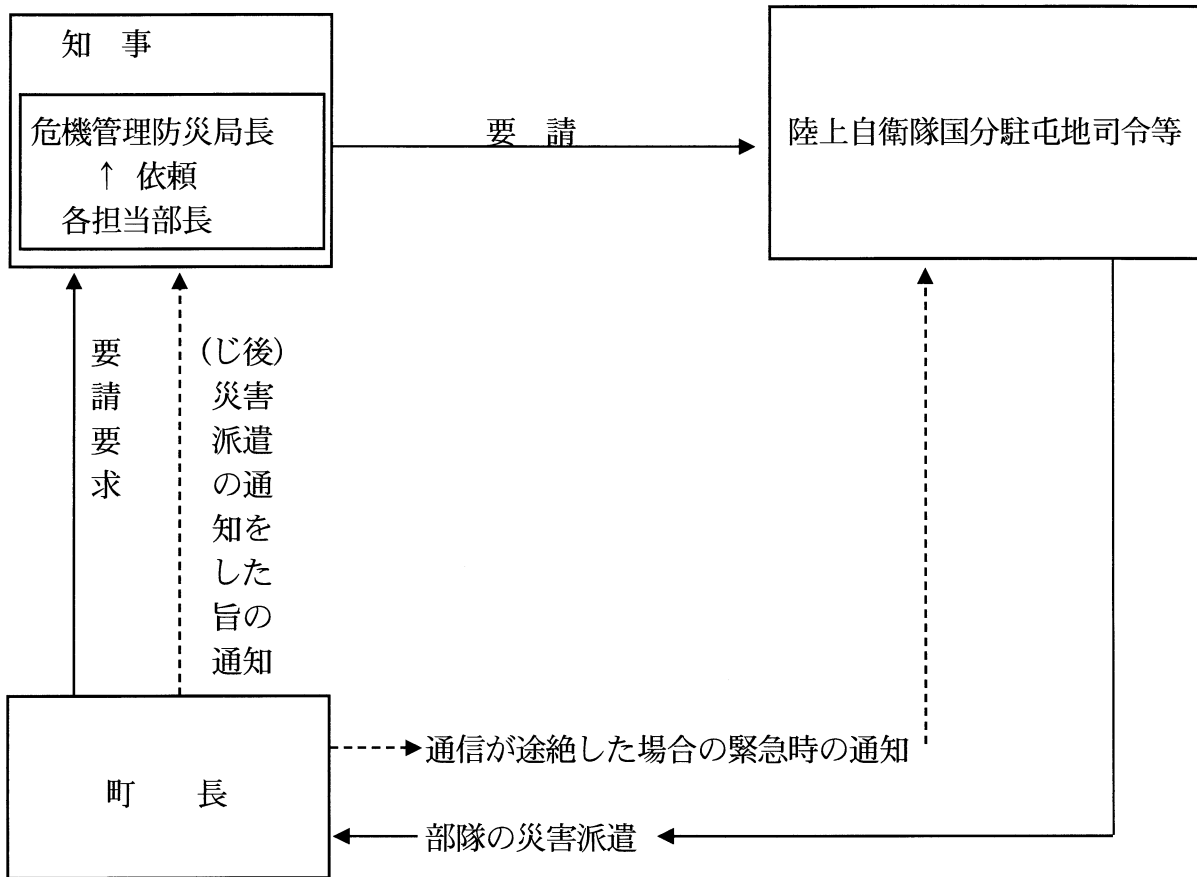
(イ) 要請手続き

知事が自衛隊の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。

ただし、緊急を要する場合にあっては、電話等で要請し、じ後速やかに文書を送達する。

- | |
|--------------------|
| a 災害の状況及び派遣を要請する理由 |
| b 派遣を希望する期間 |
| c 派遣を希望する区域及び活動内容 |
| d その他参考となるべく事項 |

〈自衛隊派遣要請系統〉



(ウ) 要請文書のあて先

要請文書のあて先は、次のとおりである。

災害派遣要請要求先		所在地	電話番号	備考
担当部名	主管科	鹿児島市鴨池新町 10番1号	(直通)	
鹿児島県 危機管理防災局	災害対策課		099-286-2276 099-286-2268	

(エ) 自衛隊の自主派遣

大規模な地震等が発生し、通信の途絶等により、町、県、自衛隊間の連絡が不可能である場合、人命救助等の災害応急対策につき、緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自衛隊は、要請がなくても独自の判断で部隊等を派遣することができる。

ウ 知事への災害派遣要請の要求

(ア) 災害派遣要請の要求者

知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求は、原則として、町長が行う。

(イ) 要求手続

町長が、知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求をする場合は、次の事項を明記した文書を各活動内容に応じて送達する。

ただし、緊急を要する場合は、電話等で要求し、その後速やかに文書を送達する。

この際、要請にあたっては、災害から人命や財産を社会的に保護する必要性があるという「公共性」、状況が切迫していて今すぐにも救援が必要であるという「緊急性」、自衛隊の派遣以外にほかに適当な手段がないという「非代替性」の3つの要件を満たすことを前提に行う。

a 災害の状況及び派遣を要請する理由

b 派遣を希望する期間

c 派遣を希望する区域及び活動内容

d その他参考となるべき事項

鹿児島県計画資料編 13. 13 自衛隊災害派遣要請（撤収）様式参照

(ウ) 災害派遣要請の要求ができない場合の措置

町長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に要求するいとまがないとき若しくは通信の途絶等により知事への要求ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知する。

ただし、その後速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

この際、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。

(エ) 要求文書のあて先

自衛隊要請関係機関		所在地	電話番号	備考
部隊名	主管科	霧島市国分福島 2丁目4-14	0995-46-0350 内線 235、237 (夜間 301)	
第12普通科連隊本部	第3科			

(2) 災害派遣部隊の活動内容

災害派遣部隊の活動内容は、概ね次のとおり。

区 分	活 動 内 容
被害状況の把握	知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要あるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作製、運搬、積込み等の活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他防火用具をもって消防機関に協力して消火にあたる。
道路又は水路の啓開	道路又は水路が損壊し、若しくは、障害物がある場合は、それらの啓開、除去にあたる。
応急医療、感染症予防、病虫害防除等の支援	特に要請があった場合には、被災者の応急医療、感染症予防、病虫害防除等の支援を行うが、薬剤等は通常地方公共団体の提供するものを使用するものとする。
通信支援	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、災害派遣任務の達成に支障を来さない限度において、外部通信を支援する。
人員及び物資の緊急輸送	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は炊飯及び給水の支援を行う。
救助物資の無償貸付及び譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は「防衛省所轄に属する物品の無償貸付け及び譲与等に関する省令（平成29年3月31日外防衛省第6号（第3次改正）」に基づき、救援物資を無償貸付け又は譲与する。
交通規制の支援	主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。
危険物の保安及び除去	特に要請があった場合において、方面総監が必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(3) 自衛隊の災害派遣に伴う受入れ体制等

ア 派遣部隊の受入体制

- (ア) 町は、派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を準備しておく。
特に、駐車場について留意する。(地積、出入りの便を考慮)
災害の種類、被害の程度に応じた派遣部隊の活動拠点は、第6部「湧水町災害時受援計画(構想)」を基本計画とする。
- (イ) 町は、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。
- (ウ) 災害地における作業等に関しては、町と自衛隊指揮官との間で十分協議し決定する。
- (エ) その他派遣部隊の便宜を図るため常に留意する。

イ 使用器材の準備

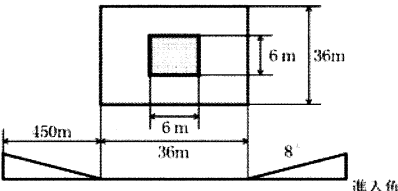
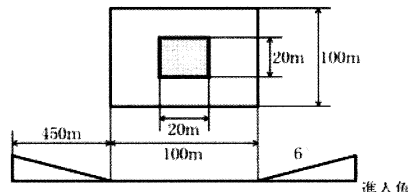
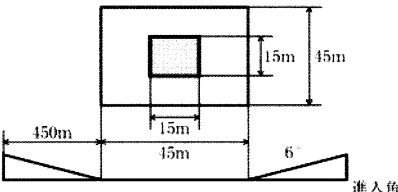
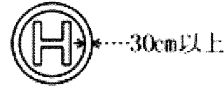
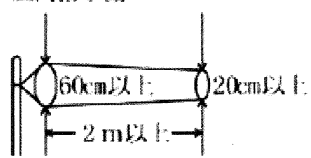
- (ア) 災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類は特殊なものを除きでき得る限り町において準備し、不足するものは派遣部隊の携行する機械器具類を使用する。
- (イ) 災害救助又は応急復旧作業等に予想される材料、消耗品類は、すべて町において準備し、不足するものは派遣部隊が携行する材料、消耗品類を使用する。
ただし、派遣部隊携行の使用材料、消耗品類のすべてを町に譲渡するものではなく、災害時の程度その他の事情に応じて、町はできる限り返品又は代品弁償しなければならない。
- (ウ) 使用器材の準備については、以上のほかに現地作業にあたり無用の摩擦を避けるため、でき得る限り事前に受入側の準備する材料、品目、数量、集積場所及び使用並びに派遣部隊が携行する物品の使用及び回収等に関して所要の協定を行う。

ウ 経費の負担区分

- 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担し、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町で協議して定める。
- (ア) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材(自衛隊装備に係るものを除く。)等の購入費、借上料及び修繕費
- (イ) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (ウ) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (エ) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の補償(自衛隊装備に係るものを除く。)
- (オ) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と町で協議する。

エ 自衛隊受入れのためのヘリコプター発着場の準備

自衛隊の災害派遣に際し、ヘリコプターによる物資や人員輸送が考えられる。災害派遣下における自衛隊ヘリコプターの離発着適地は、次のとおり。

離発着適地		使用区分		安全上の留意等
		大型機	中型機	
栗 野 地 域	栗野防災センター		○	・ 民家との安全距離等
	町営グラウンド	○	○	
	栗野中学校グラウンド		○	・ 小石、砂埃飛散対策
	轟小学校グラウンド		○	・ 小石、砂埃飛散対策
	上場小学校グラウンド		○	・ 小石、砂埃飛散対策
	老竹コミュニティセンター		○	
吉 松 地 域	吉松公園グラウンド	○	○	
	吉松体育館前広場		○	
	吉松中学校グラウンド		○	・ 小石、砂埃飛散対策
	山下スカイパーク	○	○	
	魚野テイクオフ場		○	
	霧島演習場（場外離着陸場）	○	○	
離発着適地合計		4	12	
必要な地積等				
 <p>【UH1J（中型機①）】</p>		 <p>【CH47（大型機）】</p>		
 <p>【UH60（中型機②）】</p>		<p>1 着陸点</p>  <p>2 風向指示機</p> 		
<p>着陸点付近のほぼ中央に石灰等で、直径4m以上の円を描き、中央にHと記す。</p> <p>着陸点付近（着陸点からなるべく離れた地点）に吹き流し、又は旗を立てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 布 製 ・ 風速25m/秒に耐えられる強度 				

6. 技術者、技能者及び労働者の確保

地震災害時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。

このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者の確保（公共職業安定所を通じて確保及び法に基づく従事命令等による確保）に努める。

7. ボランティアとの連携等

大規模な地震発生時は、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない。

このため、ボランティアの参加を促すとともに、活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。

(1) ボランティアの受入れ、支援体制

ア ボランティア活動に関する情報提供

被災者の様々なニーズの把握に努め、日本赤十字社、社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

イ ボランティア支援体制の確立

(ア) 救援支援本部の対応

県社会福祉協議会は、災害の状況に応じて必要と認めた場合は、救援対策本部を設置し、災害ボランティアセンター、近隣支援本部の設置について連絡調整や災害ボランティアセンター等の運営の支援等に努める。

(イ) 災害ボランティアセンターにおける対応

町社会福祉協議会は、災害が発生した場合、必要に応じて速やかに、関係団体等と連携の上、ボランティア活動の第一線の拠点として災害ボランティアセンターを設置し、被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供を行う。

(2) ボランティアの受付、登録、派遣等

ボランティアの受入れにあたり、災害ボランティアセンター等が、窓口を設けて受付、登録を行い、活動内容等について、救援対策本部、近隣支援本部、ボランティア関係協力団体と連絡調整を図る。

この際、ボランティア活動保険未加入者に対しては、紹介、加入に努める。

なお、ボランティア活動への問い合わせは、庁内に総合窓口を設置し、災害ボランティアセンター等に引き継ぎ、登録等を行う。

(3) 外国からの応援の受入れ

外国からの応援活動は、国が受入れを決定、作成する受入れ計画に基づいて、県が受け入れる。町は、県国際交流課との調整、協議を行い、所要の支援を受ける。

8. 災害警備体制

警察機関は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報収集に努め、町民の生命、身体及び地域の安全確保を第一義とした迅速かつ的確な災害警備活動を行う。

(1) 警備体制の確立

ア 災害警備本部等の設置

災害が発生し又は発生するおそれがある場合、災害の規模・態様に応じて、体制を構築する。

イ 非常参集等

災害が発生し又は発生するおそれがあることを認知した場合は、直ちに非常参集し又は所属に連絡して指揮を受けて応召する。

(2) 災害発生時における措置

ア 情報の収集及び報告

災害警備本部等を設置すべき災害が発生した場合、速やかに被害状況等を関係部署に報告するとともに、その後判明した被害情報も逐次報告する。

イ 情報連絡員（リエゾン）の派遣

災害初期の段階で、県災害対策本部及び発災地域を管轄する市町村災害対策本部に情報連絡員（リエゾン）を派遣し、自治体及び自衛隊、海上保安庁、消防機関等各関係機関との情報共有及び自治体等との連絡調整を行う。

ウ 住民の避難誘導

市町村長が高齢者等避難を発表し又は避難指示を発令した場合において、市町村長から支援の要請を受け又は支援の必要を認めるときは、警察官を出動させ、避難情報の伝達や地域住民の避難誘導等必要な支援にあたる。

エ 救出救助活動等

災害発生当初の72時間が救出・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人員、資機材等を被災状況に応じて集中・重点的に配分する。

オ 緊急交通路の確保等

災害応急対策が、的確かつ円滑に行われるよう、緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保にあたる。

カ 死体の検視及び身元不明死体の身元特定

多数死体の検視等を実施する際は、関係機関と協力して、要員、場所等を確保するとともに、医師等と連携し、適正に死体観察を行うものとする。

キ 安否不明者等の搜索及び調査

安否不明者について警察官による調査や関係機関との情報共有等により、早急に把握するとともに、被害状況及び安否不明者情報に基づき、必要な搜索部隊を編成し、要救助事案現場等において搜索にあたる。

(3) 事態安定期における措置

ア 被災地域における社会秩序の維持

復旧・復興の初期段階から社会秩序と治安の維持に努めるものとし、おおむね次の活動を推進する。

(ア) 治安維持機能の回復

- a 被災地域における犯罪情勢の把握
- b 被災地域における広報啓発活動・相談活動
- c 警戒区域における警戒警備
- d 避難所巡回パトロール
- e 大量拾得物への適切な対応

(イ) 災害に便乗した犯罪の取締り

- a 無人となった住宅・店舗、ATMに対する防犯対策
- b 災害に便乗した各種事件等への対応

イ 災害復旧及び復興対策への協力

(ア) 交通規制の実施

交通状況、道路状況等を考慮し、かつ、輸送需要を踏まえ、適切な交通規制の実施及び解除を行う。

(イ) 支援活動への協力

自発的支援活動（ボランティア活動）が円滑に行われるための支援活動に協力する。

ウ その他必要な警察措置

- (ア) 被災者の支援
- (イ) 計画停電への対応
- (ウ) 被災地域における警衛・警護体制の確保

第2章 初動期の応急対策

地震災害発生直後の混乱している状況にある災害初動期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助・救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援を含む。）や火災・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。本章では、このような災害初動期の応急対策について定める。

1. 地震情報等の収集・伝達

地震災害発生直後の初動期における応急対策を進めるうえで、地震情報等は基本的な情報である。

このため、予め定められた警報等の伝達システムにより迅速・確実に受信し、その内容を関係機関等に伝達する。

(1) 気象庁による地震に関する情報の発表

ア 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。

また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由で、市町村防災無線等を通して、住民に伝達する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

また、緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。

このため、震源付近では、強い揺れの到達に間に合わない。

イ 地震情報

気象庁が発表する地震情報の概要は、次のとおり。

地震情報	南海トラフ地震関連	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 震度速報 ・ 震源に関する情報 ・ 震源・震度に関する情報 ・ 各地の震度に関する情報 ・ その他の情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南海トラフ地震臨時情報 	
		(調査中)
		(巨大地震警戒)
		(巨大地震注意)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 推計震度分布図 ・ 遠地地震に関する情報 	(調査終了)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南海トラフ地震関連解説情報 	

(2) 地震情報等の受信・伝達

ア 地震情報等の伝達系統

(ア) 津波警報等の伝達系統

県下沿岸各市町村に伝達される。

(イ) 地震に関する情報の伝達系統

a 気象情報自動伝達システムによる地震情報の伝達系統

防災行政情報ネットワークシステムから受信できる。

b 緊急地震速報の伝達

全国瞬時警報システム（J - A L E R T）から受信できる。

イ 地震情報等の受信・伝達

(ア) 勤務時間外の地震情報等の受信

非常勤職員は、鹿児島地方気象台から参集・配備基準に該当する地震情報（震度情報等）を受信した場合、直ちに総務課長にその旨を報告し、その指示を受ける。

(イ) 総務課長による地震情報等の伝達

総務課長は、鹿児島地方気象台から、地震に関する情報等を受信したときは当該情報を関係連絡先に伝達するとともに、関係課長等に対しても所要の伝達を行う。

(ウ) 各課の反応

各課長等は、前項による通報を受けたときは、必要に応じてその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、関係先へ所要の連絡を行う。

(エ) 気象情報自動伝達システムの活用

以下の地震等に関する各種情報を入手すると、自動的にシステムが起動し、警報等の内容を電子メールで公用携帯電話に伝達するほか、市町村・消防本部に防災行政情報ネットワーク提供システムで送信するため、これらの情報の内容に留意する。

a 地震情報等の発表状況

b 市町村別の震度分布・震源情報

c 津波の有無、潮位・波高等の情報

(オ) 震度情報ネットワークシステムの活用

県下市町村の震度情報が表示されるため、これらの震度情報の表示内容に留意する。

(カ) 県外の地震情報の把握（気象台への照会）

上記の発表情報だけでは得られない詳細な地震観測資料等のデータは、鹿児島地方気象台への直接照会やFAXを通じて画像・文書情報として入手する。

【照会先：気象台防災ホットラインNTT回線：099 - 250 - 9930】

2. 災害情報・被害情報の収集・伝達

地震発生直後から速やかに、町内各地区、関係機関等の協力を得て、災害情報及び被害情報を収集し、防災関係機関等との間で、相互に共有することが重要である。

また、収集した各種情報は、速やかに県・関係機関等に報告する必要がある。

このため、特に、町民の生命に係わる情報の収集に重点を置き、収集した災害情報等を災害応急対策等に活用する。

(1) 災害情報等の収集・伝達等

ア 災害情報等の収集・伝達

情報の収集においては、以下の情報を収集する。特に、人命危険に関する情報を優先し、速報性を重視する。

人的被害の状況のうち、行方不明者の数は、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるので、住民登録の有無にかかわらず、町内で、行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は、直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

なお、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

被災者の中に配偶者から暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

(ア) 収集すべき災害情報等の内容

- a 人的被害（死傷者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数、行方不明者の数を含む。）
- b 住家被害（全壊、倒壊、床上浸水等）
- c 津波・高潮被害状況（人的被害状況、倒壊家屋状況）
- d 土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの）
- e 出火件数又は出火状況
- f 二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故など）
- g 輸送関連施設被害（道路、港湾・漁港）

- h ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、水道施設被害）
 - i 避難状況、救護所開設状況
 - j 災害対策本部設置等の状況
 - k 災害の状況及びその及ぼす社会的影響からみて、報告する必要があるもの
- (イ) 災害情報等の収集
- a 町職員等（消防機関含む。）による情報収集

職員は、原則として、情報収集担当区域（栗野地域、吉松地域）に応じて人命危険情報を収集する。

収集した情報の災害対策本部への報告は、電話、無線等による通報のほかバイク、自転車、徒歩等の手段による登庁後の報告による。

この際、参集途上に可能な限り人命危険情報を収集し、その結果を参集後災害対策本部へ報告するものとする。
 - b 災害対策本部における情報収集
 - (a) 気象警報、台風情報、積算雨量、アメダス降水量等の情報
 - (b) 震度情報ネットワークによる震度情報及び各種の被害情報
 - (c) 主要河川の水位、雨量等の情報
 - (d) 土砂災害危険箇所の警戒避難に資する雨量等の情報
 - (e) 県内主要道路の通行規制情報等
 - (f) 河川監視カメラ、現地確認等による町内の被災状況等
 - (g) 県消防・防災ヘリ、県警ヘリから報告された被災地の情報
 - (h) テレビ等報道機関による被災地の情報
 - (i) 情報システムによる防災情報の活用
 - c 警察機関による情報収集

警備活動や住民からの通報により把握された人命危険情報を集約し、災害対策本部等に報告する。
- (ウ) 災害情報等の集約、活用、報告及び共有化
- a 報告情報の集約

災害対策本部において、上記方法により報告された災害情報等を整理し、広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無を判断できるよう集約し、適宜、全職員に周知する。
 - b 県等への報告

震度4以上を把握した場合は、被害概況に関する報告を行う。

 - (a) 第1報（参集途上の被害状況、庁舎周辺の被害状況）
 - ・ 勤務時間外（総務課職員の登庁直後）
 - ・ 勤務時間内（地震発生直後）
 - (b) 震度5強以上を観測した場合の人命危険情報の中間集約結果の報告

地震発生後30分以内（遅くとも、1時間以内を目標とする。）

この際、県と消防庁に対して報告を行うが、この段階で、災害対策本部の意思決定（広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無）が得られていれば、決定事項を報告する。

- (c) 人命危険情報の集約結果（全体概要）の報告
地震発生後1時間以内（遅くとも、2時間以内を目標とする。）
県への報告は、災害情報等報告系統と同一の系統及び方法を用いる。
- (d) 同時多発火災や救出要請等により、119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに、県及び消防庁に報告する。

c 人的被害情報の集約・調整

人的被害の数（死者・行方不明者数）は、県が一元的に集約調整を行う。
町は、関係機関等が把握している人的被害の数について積極的に収集し、関係機関との連携のもと「整理・突合・精査」を行い、直ちに県へ報告する。

(エ) 災害情報等を収集するにあたっての留意事項

- a 発災初期の情報収集は、震度情報、119番通報の殺到状況、被災地の映像情報など、被害規模を推定するための概括的な情報の収集・伝達を行う。
- b 人的被害、住家被害、避難、火災の発生・延焼の状況等、広域的な災害応急対策を実施する上で、重要かつ緊急性の高い情報について、他の情報に優先し収集・報告する。

イ 災害情報等の報告

(ア) 災害情報等の報告系統

- a 町内の災害情報及び被害情報（以下「災害情報等」という。）を収集・把握し、県その他関係機関に報告する。
なお、通信途絶等により、県との連絡がとれない場合は、消防庁に直接被害情報等の連絡を行う。
- b 通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分実施できない場合は県から調査のための職員の派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の支援を受ける。

(イ) 災害情報等の種類及び内容

a 災害情報

災害情報とは、災害が発生しそうな状況のときから、被害が数的に判明する以前の間に於ける被害に関する次のようなものをいう。

- (a) 災害発生のおそれのある異常な現象が生じたとき、その異常現象を必要な災害対策機関に通報するもの。
- (b) 被害が発生する直前に、災害が発生しようとしている状況を通報するもの。
- (c) 災害発生前の災害防止対策又は災害拡大防止対策の活動状況を通報するもの。
- (d) 災害が発生しているが、災害の程度が数的に把握できない状況を通報するもの。

b 災害報告の基準

県が、国（内閣総理大臣）に報告すべき災害の基準は、以下のとおり。

- (a) 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- (b) 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。

- (c) 災害が当初は軽微であっても、2県以上にまたがるもので、一つの県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- (d) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの。
- (e) 災害の状況及びその社会的影響等からみて、報告する必要があるもの。
- (f) a～eに定める災害になるおそれのある災害

c 災害報告の種類

災害報告とは、被害の程度が数的に把握できる被害情報をあらかじめ定められた様式により、報告（通報）する次のものをいう。

(a) 災害速報

報告（通報）すべき災害等を知覚したとき、原則として知覚後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第1報を報告するものとし、以後判明したもののうちから逐次報告するもの。

(b) 災害確定報告

応急対策を終了した後、20日以内に報告（通報）するもの。

(c) 災害中間年報

12月20日までに報告（通報）するもの。

(d) 災害年報

4月20日までに報告（通報）するもの。

(ウ) 災害情報、災害報告の通報及び報告要領

a 災害発生のおそれのある異常現象の通報要領

(a) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、その現象が、水防に関する場合は、水防機関（水防管理者又はその他水防関係者）に、火災に関する場合は、消防機関に、その他の気象、地震、水象、海難の場合は、町長又は警察署長（警察官）に通報する。

(b) 警察署長等の通報

異常現象発見の通報を受けた警察署長（警察官）等は、直ちに、町長に通報する。

(c) 町長の通報

上記（a）、（b）及びその他により異常現象を承知した場合は、直ちに次の機関に通報する。

- ・ 気象、地震、水象に関するものは、関係気象官署
- ・ その異常現象により、災害発生が予想される隣接市町村
- ・ その異常現象により、予想される災害の対策実施機関

(d) 気象官署に対する通報要領

異常現象を承知した町長は、原則、電話又は電報で通報する。

b 災害報告の様式

災害報告取扱要領による。

(2) 災害報告の判定基準

区 分	被害の判定基準
死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
重 傷 者 軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは、1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。
住 家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。 ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
公共建物	例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公共の用に供する建物とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で、その住家の損害割合が、50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び、全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
り災世帯	災害により全壊、半壊及び、床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り災者	り災世帯の構成員とする。

(注1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

(注2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

(注3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

(3) 災害報告取扱要領（概要）

ア 趣 旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第22条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告について、その形式および方法を定めるもの。

イ 災害の定義

「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）に定める火災をいう。）を除いたもの。

ウ 報告義務

災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第53条第1項の規定に基づき、市町村長は必要な報告を知事に行う。

エ 報告の種類、期日等

(ア) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は、次の表のとおり。

報告の種類		提出期限	様式	提出部数
被害報告		随時	報告様式	—
速報	災害概況速報	覚知後30分以内で可能な限り早く	第4号様式 (その1)	—
	被害状況速報	覚知後30分以内で可能な限り早く	第4号様式 (その2)	—
災害確定報告		応急対策を終了した後15日以内	第1号様式	2部
災害年報		4月20日	第3号様式	1部

(イ) 災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村が必要な報告を各地域振興連絡協議会又は各支庁総務課を通じて消防防災課に行い、消防防災課は、各地域振興連絡協議会又は各支庁総務課の報告を整理して報告を行う。なお、被害状況の把握にあたって、当該市町村を管轄する警察署等と密接な連絡を保つ。また、報告は、無線電話、ファクシミリ等による。

(ウ) 速報は、報告すべき災害を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各速報様式に定める事項について、判明したものから逐次報告する。

なお、直接速報基準に該当する災害を覚知したときには、第一報を消防防災課に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後の報告についても引き続き、消防庁に対しても行う。

(エ) 災害確定報告は、応急対策を終了後、15日以内に報告する。

(オ) 災害年報は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを4月20日までに報告する。

オ 報告すべき災害

(ア) 速報基準〈第4号様式(その1)・(その2) ※災害報告取扱要領資料編参照〉

- a 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- b 災害対策本部を設置したもの。
- c 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの。
- d 災害による被害が当初は軽微であっても、上記要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。
- e 地震が発生し、町内で、震度4以上を記録したもの。
- f その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があるもの。

(例 示)

(風水害)

- ・ 崖くずれ、地すべり、土石流等により人的被害又は住家被害を生じたもの。
- ・ 河川の溢水、破堤又は高潮等により人的被害又は住家被害を生じたもの。

(雪 害)

- ・ 雪崩等により人的被害又は住家被害を生じたもの。
- ・ 道路の凍結又は雪崩等により孤立集落を生じたもの。

(火山災害)

- ・ 臨時火山情報が発表され、登山規制又は通行規制等を行ったもの。
- ・ 火山の噴火で、人的被害又は住家被害を生じ又は生じるおそれがあるもの。

(津 波)

- ・ 津波により人的被害又は住家被害を生じたもの。

(その他)

- ・ 被害状況は具体的に把握できていないが、地震等の災害の発生に伴い、消防機関への通報が殺到したもの。

(イ) 直接速報基準〈第4号様式(その1)・(その2) ※参照〉

地震が発生し、震度5強以上を記録したもの。(被害の有無を問わない。)

(ウ) 確定報告及び年報基準〈第1号様式、第3号様式 ※参照〉

- a 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- b 災害対策本部を設置したもの。
- c 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの。
- d その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があるもの。

3. 広 報

地震災害に際して、津波・火災・二次災害等、様々な災害に対する町民の防災活動を喚起し、誘導できるよう、必要な情報を町民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに地震・津波時の適切な対策を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。

(1) 広報内容

地震時には、以下に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

また、気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

ア 地震発生直後の広報

各種広報媒体を活用して広報を実施する。地震発生直後の広報は、自主防災組織、住民等へ地震時の防災行動を喚起するため、以下の内容の広報を実施する。

- (ア) 出火防止、初期消火の喚起・指示
- (イ) 倒壊家屋等に生き埋めになっている人の救出活動の喚起・指示
- (ウ) 隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示
- (エ) 転倒プロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示

イ 地震発生後、事態が落ち着いた段階での広報

各種広報媒体を活用し、以下の内容の広報を実施する。

- (ア) 二次災害の危険が予想される地域住民等への警戒呼びかけ
- (イ) 地域（地区）別の避難所
- (ウ) 混乱防止の呼びかけ

不確実な情報に惑わされない。テレビ、ラジオ、行政機関のホームページ、県防災Web、緊急速報（エリアメール等）、告知放送から情報を入手するようなど。

(エ) 安否情報

安否情報は、NTTの災害用伝言ダイヤル“171”や、各携帯電話会社が大規模災害時に開設する災害用伝言板などを活用するよう広報する。

(オ) 被災者救援活動方針・救援活動の内容

細部は、資料編及び県作成の住民向けの広報案文を参照

ウ 広報及び情報等の収集要領等

広報を必要とする場合は、総務・情報部に連絡し、広報を要請する。

この際、被害状況、対策状況等の全般情報は、総務・情報部において収集する。

(2) 広報手段

防災行政無線、インターネット（ホームページ、鹿児島県防災Web）、災害情報共有システム（Lアラート）、緊急速報（エリアメール等）、告知放送、広報車、職員・消防団・自主防災組織・区長等による口頭などの各伝達手段による。

この際、緊急性が高く住民への周知が必要な情報については、放送機関へ情報の提供等を行い、住民への周知に努める。

(3) 報道機関等に対する放送の要請・公表等

ア 放送機関に対する災害情報の提供

避難指示等の避難に関する情報等、緊急性が高く住民への周知が必要な情報は原則、県総合防災システムを活用して報告する。県は、速やかに放送機関に情報提供を行う。（放送の即時性の活用）

また、放送機関への情報提供を補完するため、県への報告と併せて、放送機関に直接情報提供を行う。

イ 放送機関に対する広報の要請

県は、災害の発生が時間的に迫っていて、町が利用できる通信機能が麻痺した場合、災害対策基本法第57条の規定により、放送機関に放送要請を行う。

放送の依頼は、原則として事前に締結されている「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、知事が町からの要請を受けて行う。

要請にあたり、放送要請の理由、放送事項を明示し、放送機関は、要請のあった事項について、放送の形式、内容、時刻等をその都度決定して放送する。

ウ 報道機関に対する発表

災害の種別、発生の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況等を取り纏め、適宜報道機関に発表する。

発表は、以下の要領で実施する。

(ア) 報道発表の要領

- a 発表の場所は、原則として町長室又は記者会見室とする。
- b 発表担当者は、原則として総務課長とする。
- c 事前に報道発表時間などの広報ルールを定めておく。

また、情報入手状況や防災活動の進捗状況により、広報ルールどおりの広報ができないこともあらかじめ断っておく。これにより、報道機関との混乱を最小限のものとする。

- d 要配慮者への報道手段、内容について配慮するように要請する。
- e 警察、消防、その他の組織との情報交換を的確に行い、広報内容の一体性を保つ。

(イ) 報道機関へ要請並びに発表する広報内容

- a 災害による被害を最小限にとどめるための行動指示等（要請）
- b 災害対策本部の設置の有無（発表）
- c 雨量・河川水位等の状況（発表）
- d 火災状況（発生箇所、被害状況等）（発表）

- e 家屋損壊件数、浸水状況（発生箇所、被害状況等）（発表）
- f 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ（要請）
- g 周辺受入れ可能病院及びその診療科目、ベッド数（要請）
- h 避難状況等（発表）
- i 被災地外の住民へのお願い（要請）

（例）

- ・ 被災地へは、単なる見舞い電話等の不要不急の電話をしないでほしい。
- ・ 安否情報については、NTTなどの災害用伝言ダイヤルを活用してほしい。
- ・ 個人からの義援は、できるだけ義援金でお願いしたい。
- ・ まとまった義援物資を送ってくださる場合は、被災地での仕分け作業が円滑に実施できるよう（梱包を解かなくて済むよう）、物資の種類、量、サイズ等を梱包の表に明記して送付してほしい。 等

- j ボランティア活動の呼びかけ
- k 住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項（要請）
- l 交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）（発表、要請）
- m 電気、電話、上水道等公益事業施設状況（被害状況、復旧見通し等）（発表、要請）
- n 河川、道路、橋梁等土木施設状況（被害、復旧状況）（発表、要請）

（４）その他の関係機関等への広報の要請・調整

ア ライフライン関係機関への要請

災害時に災害対策本部に寄せられる町民等からの通報の中には、ライフラインに関係する問い合わせ（復旧見通しなど）も多い。

このため、町民等の通報内容をモニターし、必要により、関係機関の広報担当セクションに対応を要請する。

イ 関係機関との調整

（ア）災害対策本部が広報

災害対策本部が広報を実施した時は、直ちに関係機関に報告する。

（イ）関係機関が広報

関係機関が個別に広報を実施した時は、直ちに災害対策本部へ通知する。

4. 消防活動

地震災害時は、住宅地を中心に火災が予想されるため、町・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力を得ながら、当面、町単独で消防活動を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては、他の地域からの応援を得て効果的に連携し、消防活動を実施する。

この際、状況により、県が消防機関に対して要請する職員等の惨事ストレス対策についての支援を受ける。

(1) 消防機関、町の行う消防活動

消防機関は、統制ある消防活動を行い、火災防御活動の万全を期する。

この際、消防・救急無線通信網を効果的に運用し、他の消防機関との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

町は、大規模地震時の同時多発的火災に対し、初期消火及び延焼拡大防止を効果的に実施できるよう、防火水槽、耐震性貯水槽、プール等の人工水利のほか、河川やため池等の自然水利から取水する等、消防水利の有効活用に努める。

地震大火に際しては、危険性に関する的確な情報の伝達に務め、避難の指示を行う必要が生じた場合、適切な広報に努める。

町民は、地震発生直後の出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに、近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力する。

(2) 消防応援協定に基づく消防活動

大規模な地震火災等の発生で、保有する消防力で防御が困難な場合は、鹿児島県消防相互応援協定に基づき、広域応援を要請する。

(3) 地震対処計画

ア 湧水町消防団の地震対処計画

消防活動体制の現状及び本町消防団の装備等は、一般災害対策編による。

また、消防活動の準拠となる計画は、別記「湧水町消防団の地震対処計画」による。

イ 伊佐湧水消防組合の地震対処構想

(ア) 地震動で通信施設等が損壊し、優先通信が途絶した場合は、消防無線（消防本部、署、各分遣所）によるほか、防災行政無線等の活用に努める。

(イ) 大規模地震時には、多発する火災のため消防力が不足し、全出火場所に出動することは不可能である。このため、必要最大限の非番者を速やかに招集し、消防本部（署）の消防車一台を同時に派遣し、南消防署で待機させる。

この際、火災が発生した場合は、地元消防団と協力して消火にあたる。

(ウ) 地震時には、家屋の倒壊、崖くずれ等、更には、二次災害が予測され、救急搬送患者が続発し、困難を来たすことが予測される。

このため、非番救急員の適切な運用等に努める。

(エ) 住民の避難指導にあたり、警察、消防団、自衛隊等と協力して、交通規制、迂回路での誘導等を行い、避難者が迅速・安全に避難出来るよう努める。

湧水町消防団の地震対処計画

1. 目 的

本対策は、地震災害時において、統制ある消防活動を行い、火災防御活動等に万全を期することを目的とする。

2. 事前対策

町内に**震度5弱**以上の地震が発生したときで、比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し又は発生するおそれのある場合における災害応急対策活動に必要な消防団員の動員及び配備について定める。

(1) 動員の原則

消防団員は、**震度5弱**以上の地震による被害が発生した場合は、動員命令を待つことなく直ちに参集する。

(2) 動員の区別

団(分団)長は、予め消防団員の任務分担を明確に定めておかなければならない。

(3) 参集時の留意事項

ア 参集途上の緊急措置

参集途上において火災又は人命救護事象に遭遇したときは、付近住民の協力を求め適切な措置をとる。

イ 被害情報等の報告

分団員は、参集途中においては、災害情報又は被害情報をできるだけ把握し、分団長に報告する。

また、各分団長は、消防団本部等に収集した情報を報告する。

3. 災害応急対策等

(1) 全般方針

震度5弱以上の地震が発生した場合は、被害が広域的に多発することが予想されるので、現有消防力の全力をあげて活動にあたるとともに、常備消防及び町内の自主防災組織と協力して、出火防止、鎮圧、人命の安全確保にあたるものとする。

(2) 活動体制の確立

ア 非常召集

震度5弱以上の地震による被害が発生した場合、団員は速やかに動員計画に基づき、非常配備体制に入るものとする。

イ 配備状況の報告

分団長は初動時の対応が完了したときは、その配備状況等を団長に報告するものとする。

(3) 初動時の対応

ア 消防団本部の設置等

- (ア) 消防団本部を設置し、消防団長は、消防団活動の指揮総轄にあたり活動方針並びに重要項目を協議決定する。
- (イ) 副団長は、団長を補佐し、消防団活動の能率的運用を図る。

イ 装備等の点検及び出動準備

- (ア) 無線機の開局
車載無線機を直ちに開局して、基地局等と交信し、機能の良否を確認する。
- (イ) 車両の安全確保
状況により、車両を倉庫外に移動し、安全確保を図る。
- (ウ) 詰所の保安
出火防止、その他必要な措置を行なう。
- (エ) 警防資機材の増強
ホース、破壊器具類及び燃料等を増強積載する。
- (オ) 出動順路の確認
分団長は、団員・通行人等から情報収集を行い出動順路の確認を行なう。

(4) 警戒活動

消防活動を迅速・的確に行い、円滑な団運用を図るために、総力をあげてこれに対処するものとする。

ア 出火防止広報と初期消火活動

- 車載拡声装置を利用して、火の始末・火気使用制限等出火防止の広報を行い、火災を発見したときは、付近住民と協力して初期消火を行なう。
- この際、火災及び救急・救助事象が住民の協力を得ても、消火・救出し得ないと判断したときは、消防団本部に応援を要請する。

イ 情報収集活動

- (ア) 情報収集事項
 - a 区域内の住民の動向
 - b 火災等の発生状況
 - c 緊急・救助の有無、負傷者の状況
 - d 道路等の損壊状況
 - e 関係機関の動向
 - f その他の災害情報等
- (イ) 情報収集要領
 - a 地域住民からの情報提供
 - b 区域内への広報及び情報収集出動
- (ウ) 各種情報の報告
消防団本部に報告

(5) 火災防御活動

ア 防御方針

地震火災の発生は、地震の規模等あらゆる要因によって大きく左右されるが、この防御にあたっての基本方針は、地域住民を災害から守るため、人命の安全確保を最重視して、地震火災の早期鎮圧を図るものとする。

イ 出動

(ア) 出動の原則

分団管轄区域に火災が発生した場合は、直ちに火災防御にあたる。

(イ) 出動の考慮事項等

- a 複数の火災が発生したときは、避難地、避難路、危険地域及び密集地の火災を優先して出動する。なお、初期における火災防御は分団単位とし、管内の火災の発生がないと確認されたときは、他地区の応援出動を行う。
- b 出動途中に人命救助事象を覚知した場合は、消防団本部等に報告、通報するとともに、原則として火災現場に急行する。

ウ 防御要領

(ア) 水利部署

水利は、消火栓以外の水利を原則とする。

(イ) 放水口数

水利・人員・機材に制限されるが、2口放水を原則とする。

(ウ) 進入

死角に留意し、原則として屋内進入は行なわない。死角のない場所を選定し努めて移動・注水を行い、筒先担当面長を広くする。

(エ) 署隊との相互協力

伊佐湧水消防組合署員の到着後は、相互に協力して消火活動を行い、火災の早期鎮圧に努めるとともに、火災現場における事務処置を行なう。

(オ) 飛火警戒の徹底

火災により飛火があると判断したときは、風下方面の住民に対して飛火の警戒及び飛火の消火について指示する。

(カ) 避難誘導等

避難指示等がなされた場合は、避難方向・避難場所等を住民に周知・徹底する。

(6) 救助活動

家屋倒壊等による人命救助事象を発見したときは、付近の住民に協力を要請し、その活動にあたる。

(7) その他の活動

危険物・可燃性ガス等が流出した場合は、その管理者等に必要な事項を指示するとともに、付近の火気使用制限、通行規制等の活動を行なう。

また、消火活動、住民等が避難する上で支障となる物件の処理は、管理者等に必要な事項を指示する。

5. 危険物の保安対策

事業所の管理者等は、地震発生直後の出火防止、初期消火及び延焼拡大防止活動に努めるとともに、危険物・ガス等の漏洩・流出等の防止活動に努める。

万一、災害が発生したときは、直ちに、県及び町に通報するとともに、その被害の局所化を図り、必要に応じ、関係住民への情報伝達及び避難対策に万全の措置を講じる。

6. 水防・土砂災害等の防止対策

地震災害時は、護岸破損や斜面崩壊等により、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

このため、県及び町は、水防団等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て、警戒活動を強化し、事態に応じた水防・土砂災害防止対策を実施する。

(1) 地震時の河川災害の防止対策

ア 水防体制の確立

河川管理者等は、県水防計画書等に定められた方法に準じて、水防体制を早期に確立し、河川等施設の被害拡大防止措置を行う。

イ 河川等施設の被害状況等の把握

河川管理者等は、県水防計画書等に定められた方法に準じて、所管する河川施設の被害状況等の把握に努める。

町内のため池は、地震時の初動体制により、ため池管理者（町長）が点検を行い、被害状況等の把握に努める。

この際、各種水防情報に留意し、二次災害につながるおそれのある施設の状況を的確に把握し、被害の拡大防止に役立てる。

ウ 河川等施設被害の拡大防止対策（応急復旧措置）

(ア) 護岸の損壊等による浸水防止

地震動に伴い損壊・亀裂が入るなど、河川護岸の被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて土嚢積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

(イ) ため池堤防の決壊等による出水防止措置

地震動に伴い、溜池堤防の損壊・亀裂が入るなど、被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

(ウ) 河川施設の早期復旧

そのまま放置すれば、二次災害につながるおそれのある河川施設は、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

(2) 地震時の土砂災害の防止対策

ア 土砂災害防止体制の確立

地震に伴う土砂災害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

イ 危険箇所周辺の警戒監視・通報

地震時に急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険地区等における斜面崩壊や土石流危険渓流、崩壊土砂流出危険地区等における土石流、地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、地域で土砂災害の発生兆候が認められるなどの実態が把握された場合それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

ウ 関係機関等の対策

九州地方整備局、九州森林管理局は、所管施設の被害実態の把握し、応急復旧に係る技術的な対応に努める。

(3) 地震時の斜面崩壊等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

ア 土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、応急的な崩壊防止措置を講ずる。

また、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するものは、災害関連緊急砂防等事業等において、緊急に砂防施設等の整備を要望する。

イ 警戒避難体制の確立

土砂災害の危険が解消されない場合、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ住民に適切な避難措置を実施できるようにする。

ウ 専門家による支援受け

県は、必要に応じ、警戒・監視活動に協力し、斜面災害危険判定の専門家の派遣等を関係機関等に要請する。

町は、被害の状況により、専門家の支援を受ける。

エ 土砂災害防止法に基づく緊急調査及び土砂災害緊急情報

国土交通省は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等に伴って、重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査（緊急調査）を行い、市町村が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を市町村へ提供する。

この際、町は、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）の通知を受けた場合は、適切に避難指示等の発令を行う。

気象庁及び県は、必要に応じて、警報、土砂災害警戒情報等の発表基準の引下げを行う。

(4) 町を行う水防活動等

消防活動体制の現状及び本町消防団の装備等及び水防活動の準拠となる計画は、一般災害対策編による。

7. 避難の指示、誘導

地震の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の住居者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう立退きを指示する等の措置をとる必要が生じる。

このため、特に、町長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講ずる。

(1) 要避難状況の早期把握・判断

ア 判断に資する現況の把握

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の住居者、滞在者その他の者に対し、立退きを指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。

特に、町長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官及び自衛官等の協力を求め、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

イ 現況に基づく避難の判断等

避難を要する状況は、発生した地震の状況により大きく異なるため、その他の被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を総合的に判断する。

一例として、県北部等山間部を震源とする地震時は、斜面崩壊による避難等が想定される。したがって、地震発生後の情報収集により判明した被災地域の被害の実態に応じ、二次災害防止の観点から、避難の必要性を把握し、必要な対策を講ずるものとする。

(2) 避難の指示の実施

地震活動の状況等を十分把握するとともに、建物が倒壊する危険性のある場合、土砂災害等の発生が予想される場合、出火・延焼が予想される場合、有毒ガス事故が発生した場合など、危険と認められる場合には、住民等に対して避難指示等を発令するとともに適切な避難誘導を行う。

また、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は地震の揺れが弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じて、避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合には、直ちに避難指示を発令するなど、的確な避難の指示に努める。

災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し又は禁止し若しくは当該区域からの退去を命ずることができる。

ア 町の実施する避難措置

(ア) 避難者に周知すべき事項

町内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者・滞在者、その他の者に対し避難措置を実施する。

避難の指示を行う場合は、状況の許す限り、次の事項を避難者に徹底するように努める。

- a 避難すべき理由（危険の状況）
- b 避難の経路及び避難先
- c 避難先の給食及び救助措置
- d 避難後における財産保護の措置
- e その他

(イ) 避難対策の通報・報告

a 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にある警察官・海上保安官等のほか、指定緊急避難場所等の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。

b 避難措置を実施したときは、速やかにその内容を危機管理課に報告する。

c 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示しなければならない。

(ウ) 警戒区域の設定

町長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限し又は禁止し若しくは当該区域からの退去を命ずる。

イ 警察官、海上保安官及び自衛官の行う避難措置

(ア) 警察官又は海上保安官による避難のための立退きの指示

災害対策基本法第61条の規定による。

(イ) 警察官による避難等の措置

警察官職務執行法第4条の規定による。

(ウ) 警察官又は海上保安官による警戒区域の設定

災害対策基本法第63条第2項の規定による。

(エ) 自衛官の行う避難措置

自衛隊法第94条の規定による。

ウ 病院・社会福祉施設等における避難措置

病院・社会福祉施設等の施設管理者は、入院患者、来診者、施設入所者等の避難に際して、秩序が乱れて混乱することのないよう、あらかじめ定めた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしがたい迅速かつ的確な避難対策を実施する。

エ 不特定多数の者が出入りする施設の避難措置

施設管理者は、あらかじめ定めた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしがたい、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

オ 学校・教育施設等における避難措置

児童・生徒の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が検討考慮した安全な方法で実施する。

(ア) 在校時の児童生徒の避難対策

a 避難の指示等の徹底

- (a) 教育長の避難の指示等は、町長等の指示により行うほか、安全性を考慮して早期に実施する。
- (b) 教育長は、災害種別、災害発生の時期等を考慮し危険が迫っている学校から順次避難指示を行う。
- (c) 教育長は、災害の種別、程度を速やかに校長に通報し、必要な避難措置を取らせる。
- (d) 校長は、教育長の指示のもとに又は緊急を要する場合は臨時に、児童生徒を安全な場所に避難させる。
- (e) 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病、身体障害者等を優先して行う。
- (f) 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、高齢者等避難の段階において児童生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡す。
- (g) 学校が地域防災計画等に定める指定緊急避難場所等に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡す。

b 避難場所の確保

教育長は、地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた各学校ごとの避難場所を選定し、避難させる。

(イ) 児童生徒が学校の管理外にある場合

校長は、状況を総合的に判断して、臨時休校の措置を講ずるものとする。

カ 車両等の乗客の避難措置

車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確を期する。天災その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両の乗務員は、速やかに当該車両等を停車させた地域の市町村長に対し、避難措置等について必要な協力の要請を行う。

(3) 避難の指示の伝達

ア 町長による避難指示等の伝達

(ア) 避難計画にもとづく伝達

予め定められた避難の指示の伝達系統及び伝達要領にしたがって、危険地域の住民に周知・徹底を図る。

(イ) 災害状況に応じた伝達

避難の指示は、避難を要する状況を的確に把握したうえで、住民へ最も迅速で、确实・効果的に周知・徹底できるよう、保有する情報伝達手段を用い、以下の方法により伝達する。

なお、情報伝達にあたっては、複数の伝達手段等を用い、確実に伝達する。

- ・ 防災行政無線による伝達
- ・ 伝達組織を通じて直接口頭及び拡声器による伝達
- ・ サイレン及び警鐘による伝達
- ・ 広報車からの呼びかけによる伝達
- ・ 緊急速報（エリアメール等）
- ・ 告知放送
- ・ 災害情報共有システム（Lアラート）
- ・ テレビ、ラジオ、ワンセグ放送、有線放送、（コミュニティFM放送）
- ・ インターネット（ホームページ、鹿児島県防災Web）
- ・ 電話、携帯電話による伝達（緊急速報メールを含む。）
- ・ 特使等の利用による伝達

イ 関係機関等による避難の指示の伝達

警察官、海上保安官及び自衛官等による避難に際しては、各々の機関が有する伝達手段を効果的に活用するとともに、町の広報活動と連携を図るものとする。

また、学校・教育施設、不特定多数の者が出入りする施設、病院・社会福祉施設等の管理者は、各々の消防計画等に定めた避難計画にしたがい、各種広報施設等を利用して、必要な情報を関係者に周知・徹底し、避難の措置を講ずる。

(4) 避難の誘導等

ア 地域における避難誘導等

(ア) 避難誘導の実施

避難者の誘導を行う必要がある場合、以下の方法で避難の誘導體制を確立し安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

a 避難誘導體制

(a) 避難場所が比較的遠距離で、かつ、避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、自主防災組織や消防団員等の中から、誘導責任者を定めできるだけ集団で避難するように努める。

(b) 緊急を要する場合は、特に誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに強い意志をもって誘導にあたり、安全に避難できるように努める。

b 避難経路

(a) 災害の種類・危険地域別にあらかじめ定めた避難場所への避難経路の周知・徹底を図る。

(b) 地震時に避難経路を選択する場合、周辺の状況を検討し、建物やブロック塀等の倒壊や液状化、地滑り等の恐れのある危険箇所を避ける。

c 避難順位

(a) 原則として、高齢者や障害者等の要配慮者を優先して行う。

(b) 土砂災害や地震火災などの二次災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先する。

d 携帯品の制限

(a) 携帯品は、必要最小限の食料、衣料、日用品、医薬品等とする。

(b) 避難が比較的長期にわたるときは、さらに携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、避難所の距離、地形等により決定する。

e 危険防止措置

(a) 避難場所等の開設にあたって、避難場所等の管理者、応急危険度判定士等の専門技術者等の協力を得て、地震活動等による二次災害のおそれがないかどうかを確認する。

(b) 避難経路の危険箇所には、標識、なわ張、誘導員の配置など危険防止に努める。

(c) 避難者は、携帯品を最小限とし行動の自由を確保する。夜間は、特に、誘導者の誘導に従うようにする。

(イ) 自主避難の実施

地震や豪雨等により災害発生の危険性を感じ、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等は、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。

(ウ) その他避難誘導にあたっての留意事項

a 要配慮者の事前の避難誘導・移送

地域に居住する要配慮者の避難誘導は、事前に把握された要配慮者の実態に応じて定めた避難誘導方法に基づき実施する。

特に、避難行動要支援者は、自主防災組織の協力を得て、地域ぐるみで安全を確保するほか、状況によっては、町が車両等を手配し、一般の避難施設と異なる介護機能を備えた福祉施設等に事前に移送するなどの措置に努める。避難誘導の細部は、地区計画及び個別計画による。

b 避難が遅れた者の救出・収容

町において処置できない場合は、直ちに県又はその他の機関に援助を要請し、状況に応じて救出、避難施設への収容を図る。

イ 病院・社会福祉施設等における避難誘導

地震災害を想定して定めた避難誘導體制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしたいがい、入院患者、来診者施設入所者等の避難誘導を行う。

ウ 不特定多数の者が出入りする施設の避難誘導

地震災害を想定して定めた避難誘導體制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしたいがい、施設利用者等の避難誘導を行う。

エ 学校・教育施設等における避難誘導

(ア) 在校時の児童生徒の避難誘導

a 教育長のとった避難誘導措置に関する各学校への通報・連絡は、あらかじめ整備されている連絡網を用い、迅速かつ確実に行う。

b 校長は、概ね次の方法で避難誘導を安全かつ迅速に行うよう努める。

(a) 災害種別に応じた避難指示等の伝達方法

(b) 避難場所の指定

(c) 避難順位及び避難場所までの誘導責任者

(d) 児童生徒の携行品

(e) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

c 危険な校舎においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに緊急時の使用ができるよう確認し、危険防止措置を図る。

d 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。

e 災害の種別、程度により、児童生徒を帰宅させる場合は次の方法による。

(a) 担当教師の誘導を必要とする場合、集落ごとに安全な場所まで誘導する。

(b) 児童生徒を集団下校させる場合、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋、堤防）の通行を避ける。

(イ) 児童生徒が家庭にある場合

臨時休校の通告方法、連絡網を児童生徒等に徹底する。

8. 救助・救急

地震災害時には、建物の倒壊や地震火災等による多数の要救出現場や要救出者、重症者等が発生すると予想される。

このため、各関係機関は、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

また、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及び救助活動に必要な人的・物的資源を優先的に配分する。

この際、職員等の惨事ストレス対策に留意するものとする。

(1) 救助・救急活動

ア 町、関係機関等による救助・救急活動

(ア) 町（消防機関を含む。）の救助・救急活動

a 救助・救急活動

(a) 活動の原則

救助・救急活動は、救命処置を要する重傷者を最優先とする。

(b) 出動の原則

救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動し、救助を伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。

① 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。

② 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。

③ 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。

④ 傷病者に対する救急処置は、救命処置を必要とする事象を優先する。

b 救急搬送

傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先する。

なお、救急搬送は、車両のほか、必要により県消防・防災ヘリコプターや県ドクターヘリ、自衛隊のヘリコプターを要請する。

c 傷病者多数発生時の活動

(a) 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し県の医療組織との連携を図る。

(b) 救護能力が不足する場合、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、効率的な活動に努める。

(イ) 警察機関の救助・救急活動

a 救出地域の範囲や規模に応じ、救助隊を編成し救出する。

b 救出活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興行場等多人数の集合する場所等を重点的に行う。

c 救助した負傷者は、応急処置を施したのち、医療救護班に引き継ぐか、車両等を使用して速やかに医療機関に収容する。

d 救出活動は、関係機関等と連絡を密に協同して行う。

(ウ) 自衛隊の救助・救急活動

a 必要に応じ又は知事等の要請に基づき救出活動を行う。

b 救出活動は、関係機関等と連絡を密に協同して行う。

イ 住民及び自主防災組織による救助・救急活動

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに救助・救急活動を行う関係機関に協力するよう努める。

(2) 救助・救急用装備・資機材の調達

ア 救助・救急用装備・資機材の調達

(ア) 初期における救助・救急用装備・資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ整備・保有しているものを活用する。

(イ) 救助・救急用装備・資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図り、救助活動に万全を期する。

(ウ) 倒壊家屋等からの救出に必要な重機等について、あらかじめ定めた協定等に基づき、民間業者から調達する。

(エ) 搬送する重傷者が多数で、所轄消防、医療救護班等の車両が不足する場合は住民及び自主防災組織の協力を得て、民間の車両を確保する。

イ 救急車・救助工作車の配備状況

救急車 2 台、救助工作車 1 台 (令和 3 年 4 月 1 日現在)



9. 交通確保・規制

地震災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し、緊急輸送等の支障が予想される。

このため、道路管理者、警察機関等は、迅速かつ適切に交通規制を実施し緊急輸送等のための交通を確保する。

災害時に道路、橋梁の交通施設の危険な状況、また、交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに町長又は警察官に通報するものとする。

この際、通報を受けた警察官は、その旨を町長に通報、町長は、その路線を管理する道路管理者又はその地域を管轄する警察機関に通報するものとする。

また、住民の避難や物資の輸送等、高速道路や関連施設の使用が、災害対策を行う上で有利と判断される場合は、吉松 P A (緊急開口部) の使用について関係機関等と調整を行う。

10. 緊急輸送

地震災害時には、避難及び救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送に留意する。

この際、被災者の輸送は、実施責任者である町長が輸送にあたり、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に配慮する。

また、災害応急対策実施のため緊急の必要がある場合、県を通じて、運送事業者である指定公共機関等に対し、運送すべき物資又は資材及び運送すべき場所並びに期日等を示して、必要な物資又は資材の運送を要請する。

事務の委託を受けた場合の業務の調整、連絡先
<input type="checkbox"/> 県危機管理防災局危機管理課 電 話：099-286-2276
<input type="checkbox"/> 県トラック協会 電 話：099-261-1167
<input type="checkbox"/> 九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社 電 話：099-256-0165
<input type="checkbox"/> 日本貨物鉄道株式会社鹿児島営業支店 電 話：099-222-5088
<input type="checkbox"/> 九州運輸局鹿児島運輸支局 電 話：099-222-5660
<input type="checkbox"/> 第十管区海上保安部 電 話：099-250-9801
<input type="checkbox"/> 陸上自衛隊西部方面総監部（防衛部防衛課運用班） 電 話：096-368-5111 内線 2255又は2256 第8師団（第3部防衛班） 電 話：096-343-3141 内線 3234（夜間3302） 第12普通科連隊（第3科） 電 話：0995-46-0350 内線 235 第8施設大隊（第3科） 電 話：0996-20-3900 内線 230
原則、県を通じて要請（依頼）する。

11. 緊急医療

地震災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となる。

このため、緊急医療を担当する医療機関等との連絡・調整を適切に行うとともに、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）等の支援を受ける。

この際、広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用し、医療機関からの支援の可否等の情報を収集するとともに、避難所における負傷者数や感染症に関する情報を共有し、高度医療との接続を容易にする。

DMATの調整、連絡先	
<input type="checkbox"/>	くらし保健福祉対策部（保健医療調整本部） 電 話：099-286-2656
<input type="checkbox"/>	保健所（始良・伊佐地域振興局 始良保健所） 電 話：0995-44-7951
<input type="checkbox"/>	DMAT調整窓口 電 話：0995-22-8511（県立北薩病院） 電 話：0995-42-1171（霧島市立医師会医療センター） 電 話：099-230-0100（米盛病院）
<input type="checkbox"/>	協定医療機関調整窓口（始良地区医師会） 電 話：0995-42-4205
急性期（発災後、おおむね48時間以内）に災害現場での緊急治療、災害現場から医療機関への患者搬送時の診療、被災地内の災害拠点病院等での診療、広域医療搬送時の診療等を行う。	

県救護班の調整、連絡先	
<input type="checkbox"/>	くらし保健福祉対策部（保健医療調整本部） 電 話：099-286-2656
<input type="checkbox"/>	保健所（始良・伊佐地域振興局 始良保健所） 電 話：0995-44-7951
<input type="checkbox"/>	協定医療機関調整窓口（始良地区医師会） 電 話：0995-42-4205
救護班は、自然災害や大規模な交通事故等の初動期（発災後3日間）から、事態安定期（発災後4日～14日間）に原則として、現場救護所に出動し、傷病者のトリアージ（※別記参照）、応急処置、重傷者の転送、巡回診療等を行う。	

トリアージの参考

多数の負傷者が発生している災害現場では、救護活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命措置の必要な負傷者を優先して搬送する必要がある、そのため、傷病程度の識別を行うトリアージタグを活用した救護活動が実施される。

【トリアージ区分】

順位	分類	識別色	疾病等の概要
第1順位	最優先治療群	赤色 (I)	<ul style="list-style-type: none"> 直ちに処置を行えば、救命が可能な者
第2順位	非緊急治療群	黄色 (II)	<ul style="list-style-type: none"> 多少治療の時間が遅れても、生命には危険がない者 基本的には、バイタルサインが安定している者
第3順位	軽処置群	緑色 (III)	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外の軽易な疾病で、ほとんど専門医の治療を必要としない者
第4順位	不処置群	黒色 (0)	<ul style="list-style-type: none"> 直ちに処置を行っても、明らかに救命が不可能な者又は既に死亡している者

【トリアージタグ (3枚綴り)】

1、2枚目	3枚目	3枚目 (裏)
<p>（縦穴の直径は3mm）</p> <p>（災害現場用） *2枚目には（搬送機関用）と記載</p> <p>氏名 (Name) 年齢 (Age) 性別 (Sex) 国籍 (Nationality)</p> <p>住所 (Address) 電話 (Phone)</p> <p>トリアージ実施年月日・時刻 AM 実施者氏名</p> <p>月 日 PM 時 分</p> <p>搬送機関名 収容医療機関名</p> <p>トリアージ実施場所</p> <p>意識 昏倒 昏倒している 昏倒しても意識しない</p> <p>呼吸 脈拍 血圧</p> <p>トリアージ区分</p>	<p>（収容医療機関用）</p> <p>氏名 (Name) 年齢 (Age) 性別 (Sex) 国籍 (Nationality)</p> <p>住所 (Address) 電話 (Phone)</p> <p>トリアージ実施年月日・時刻 AM 実施者氏名</p> <p>月 日 PM 時 分</p> <p>搬送機関名 収容医療機関名</p> <p>トリアージ実施場所</p> <p>意識 昏倒 昏倒している 昏倒しても意識しない</p> <p>呼吸 脈拍 血圧</p> <p>トリアージ区分</p>	<p>トリアージタグ</p> <p>特記事項（搬送・治療上特に留意すべき事項）</p> <p>○ (黒) <黒></p> <p>○ (赤) <赤></p> <p>○ (黄) <黄></p> <p>○ (緑) <緑></p> <p>○ (黒) <黒></p> <p>○ (赤) <赤></p> <p>○ (黄) <黄></p> <p>○ (緑) <緑></p>
災害現場、搬送機関用	収容医療機関用	収容医療機関用

12. 要配慮者への緊急支援

地震災害時には、高齢者や妊産婦、乳幼児、障害者、難病患者等の要配慮者が、迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、要配慮者に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。

(1) 要配慮者に対する対策

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせた的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。

このため、以下の点に留意しながら要配慮者対策に努める。

ア 要配慮者を発見した場合

当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ以下の措置をとる。

- (ア) 地域住民等と協力して、避難場所や避難所へ移送すること。
- (イ) 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
- (ウ) 居宅における生活が可能な場合は、在宅福祉ニーズの把握を行うこと。

イ 要配慮者の把握調査

発災1週間をめぐり、組織的・継続的に開始できるように、発災後2～3日目から、全ての避難所を対象として、要配慮者の把握調査を開始する。

この際、できる限り早期にホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供に努める。

(2) 妊産婦及び乳幼児に係る対策

ストレスの影響を受けやすい妊産婦や乳幼児に対し、避難所においても配慮するとともに、必要な物資の調達、メンタルヘルスケア等の対策を行う。

(3) 高齢者及び障害者に係る対策

避難所や在宅の一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者及び障害者に係る対策に努める。

- ・ 被災した高齢者及び障害者の迅速な把握を行う。
- ・ 掲示板、広報誌、ホームページや電子メール、ファクシミリ等を活用し、報道機関の協力のもと、新聞、ラジオ、テレビの文字放送、データ放送や手話付き放送、ワンセグ放送等を利用することにより、被災した高齢者及び障害者に対し生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- ・ 生活に必要な車いす、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握する相談体制を設けるとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。
- ・ ニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講じる。
- ・ 生活機能低下や精神的不調に対応するため、生活不活発病予防等の健康管理やメンタルヘルスケアを実施する。

(4) 児童に係る対策

次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

ア 要保護児童の把握等

(ア) 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、通報がなされる措置を講ずる。

(イ) 住民基本台帳による犠牲者の承認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。

(ウ) 避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。

イ 児童の保護等のための情報伝達

被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、インターネット等の活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について、的確な情報提供を行う。

(5) 社会福祉施設等に係る対策

ア 入所者・利用者の安全確保

社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。

県及び町は、施設機能を低下させない範囲内で、援護の必要性の高い被災者を優先的に被災地に隣接する地域の社会福祉施設に措置する。

イ 県、町への応援要請等

各社会福祉施設等の管理者は、日常生活用品及びマンパワーの不足数について県、町に対して、他の施設からの応援のあっせんを要請する。

この際、各社会福祉施設等は、それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより、被災地の支援を行う。

ウ 町が実施する支援活動

(ア) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。

(イ) ライフラインの復旧までの間、水、食料等の確保のための措置を講ずる。

(ウ) ボランティアへの情報提供などを含め、マンパワーを確保する。

(6) 観光客等及び外国人に係る対策

ア 観光客の安全確保

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時には的確に観光客等の避難誘導を行い、安全確保に努める。

また、県及び町（消防機関を含む。）は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

イ 外国人の安全確保

(ア) 外国人への情報提供

ライフライン等の復旧状況、避難場所、避難所、医療、ごみや浴場等生活や災害に関連する情報を広報誌やパンフレット等に他国語で掲載し、外国人への情報提供を行う。

(イ) 相談窓口の開設

外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行う。

この場合、県国際交流協会等を介して、外国語通訳ボランティア等を配置し対応する。

(7) 帰宅困難者に係る対策

ア 住民等への啓発

住民等に対して、帰宅困難な状況になった場合は、「むやみに移動を開始しない。」という基本原則を広報等で周知する。

イ 一時滞在施設等の確保等

県及び町は、互いに協力して一時滞在施設（発災から72時間（原則3日間）程度まで、帰宅困難者等の受入を行う施設）及び帰宅支援ステーション（発災後徒歩帰宅者の支援を行う施設）の確保等に努める。

ウ 公共交通機関に関する情報提供

県は、公共交通機関の状況把握を行い、町へ伝達する。

この際、町は、施設管理者に情報を伝達し帰宅困難者に随時情報提供を行う。

エ 避難所の案内

一時滞在施設において、3日間を越える支援が必要な帰宅困難者は、施設管理者の要請に基づき、町内の最寄りの指定避難所に案内する等の対応を行う。

第3章 事態安定期の応急対策

地震災害の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期には、民生安定に関する避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、或いはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。

また、大規模な地震災害においては、長期化が想定される避難生活を短縮するため、広域応援協定の締結や応急仮設住宅の円滑な提供などに努める必要がある。

以下、事態安定期の応急対策に関する構想について記述する。

細部は、一般災害対策編（第3部-第3章）による。

1. 避難所の運営

地震災害時には、ライフラインの途絶や住居の倒壊及び焼失等により多数の避難者の発生が予想される。

このため、避難所を開設し、これらの避難者を収容するとともに、適切な管理運営を行う。

2. 食料の供給

地震災害時には、住居の倒壊や焼失及びライフラインの途絶等により、食事の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため、迅速に食料を調達し、被災者に供給する。

3. 応急給水

地震災害時には、水道施設が被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。

また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した応急給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

4. 生活必需品の給与

地震災害時には、住居の倒壊や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。

このため、被災地の実情を考慮するとともに要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮した上で、迅速に生活必需品を調達し、被災者に給与する。

5. 医療

地震災害時の初期の医療活動は、「第3部第2章緊急医療」に基づく救命活動を必要な期間実施する。

事態が安定してきた段階で、被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能麻痺が長期化した場合に対し、被災地住民の医療の確保に万全を期す必要がある。

このため、避難生活が長期化した場合は、健康状況の把握やメンタルケア等に留意する。

6. 感染症予防、食品衛生、生活衛生対策

地震災害時には、建物の倒壊や焼失及び津波水害等により多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。

特に、多数の被災者が収容される避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。

このため、感染症予防、食品衛生、生活衛生に関し、適切な処置を行う。

7. 動物保護対策

被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。

8. し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

地震災害時には、建物・ブロック塀等の倒壊や地震火災等により、大量のごみの発生が予想される。

また、上水道施設、各家庭の浄化槽の被災により、水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生じる。

特に、多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行う。

9. 行方不明者の搜索、遺体の処理等

地震災害時の混乱期には、行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者の全て）が多数発生することが予想され、それらの搜索、収容等を早急に実施する必要がある。

このため、迅速かつ的確な行方不明者の搜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、遺体の処理等を適切に行う。

10. 住宅の供給確保

地震災害時には、住居の全壊、全焼又は津波による流出等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。

また、一部損壊の住居も多数発生するので、応急修理をするために必要な資材等の確保が急務である。

このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

11. 文教対策

地震災害時には、多数の児童生徒の被災が予想され学校施設等も多大な被害を受ける。

また、学校施設等は、被災者の避難所として利用される所が多く、一部では長期化することも予想され、その調整も必要である。

このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。

12. 社会秩序の維持、物価の安定等

地震災害時は、被害の甚大さから人心が不安定であり、また、道路等の交通・輸送ルートやライフライン等の被害により、流通ルート等が正常に機能するまで時間がかかる。

このため、社会秩序の維持及び物価の安定等に努め住民の生活を安定させる。

13. 義援金・義援物資等の取扱い

地震災害時には、県内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに、義援金はできる限り迅速な配分に努め、また、義援物資は被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。

この際、県及び社会福祉協議会等の協力、支援を受ける。

14. 農林水産業災害の応急対策

地震災害時には、農林水産物及び家畜に多大な被害が発生することが予想される。

このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達及び配分等の対策を実施する。

第4章 社会基盤の応急対策

電力、ガス、上水道、通信などのライフライン関係施設や道路、河川等公共施設及び鉄道等の交通施設等は、都市化等の発展とともにますます複雑、高度化し、地震災害による一部の施設の機能停止が、各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。

以下、社会基盤の応急対策構想をについて記述する。

細部は、一般災害対策編（第4章）による。

1. 電力施設の応急対策

地震災害時には、建物の倒壊、地震火災、液状化等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に、初動期の災害応急活動には多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

このため、電力事業者等は、電力施設の防護、復旧を図り、早急に被災者等に電力を供給する。

2. ガス施設の応急対策

地震災害時には、地震動、液状化等により、ガス管等の被害が多数発生し、供給停止による住民生活への支障が予想される。

さらに、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、ガス事業者等は、早急に施設の復旧を行い被災地に対しガスを供給するとともに、ガス災害から住民を保護する。

3. 上水道施設の応急対策

地震災害時には、地震動、液状化等により、水道施設の被害が多数発生し、給水停止による住民生活への支障はもちろん、特に、初動期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため、重要度及び優先度を考慮した水道施設の迅速な防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。

4. 電気通信施設の応急対策

地震災害時には、建物の倒壊、地震火災、液状化等により、電話柱の倒壊、電話線の破線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に、初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。

このため、電気通信事業者は、迅速に、かつ、重要度、優先度を考慮して、電気通信施設の防護、復旧を図り、早急に通信を確保する。

5. 道路・河川等公共施設の応急対策

地震災害時には、道路・河川等の公共施設に、多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等初動期の応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため、管理者等は、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。